

# 医療死亡事故の調査等に関する新しい仕組みのイメージ(案)

## 医療機関からの届出※1

## 遺族からの調査依頼※2

※1 医師法第21条による警察への届出は不要とする。  
医療機関からの届出義務範囲は、以下に限定。

※2 【届出範囲(案)】に限定されない。  
遺族に代わって医療機関が行うことも可能。

【届出範囲(案)】 ※ 医療機関の管理者が判断

- ① 医療過誤の疑いのある死亡
- ② 行った医療に起因した(疑いを含む)死亡で、死亡を予期しなかったもの

医療機関からの届出や遺族からの調査依頼に関する相談を受け付ける機能を整備する。

## 医療安全調査委員会(仮称)

- 国に設置(厚生労働省に設置するか否かについては更に検討)
- 委員会の目的は、原因究明・再発防止による医療の安全の確保であり、関係者の責任追及を目的としたものではない。

## 委員会以外での諸手続

### (遺族と医療機関との関係)

- 患者・家族と医療従事者との対話をサポートする人材の育成の推進
- 裁判外紛争解決(ADR)制度の活用推進
- 報告書は民事手続での活用が可能

### (行政処分)

- 医療安全の向上を目的とし、システムエラーの改善を重視
- 医療機関に対する再発防止に向けた改善措置を医療法に創設
- 個人に対しては再教育を重視

### (捜査機関との関係)

- 委員会から捜査機関へは悪質な事例に限定して通知
  - ・ 診療録等の改ざん、隠蔽など
  - ・ 過失による医療事故を繰り返しているなど
  - ・ 故意や「標準的な医療から著しく逸脱した医療」

### 遺体の解剖、カルテ等の調査

- ※ 解剖を伴わない調査も必要に応じて実施
- ※ 立入検査等を行うための権限を付与(質問に答えることは強制されない)

### 医療者を中心とした評価・検討

- ※ 法律関係者及び医療を受ける立場を代表する者等も参画。

### 調査報告書の作成・公表



### 再発防止策の提言、関係省庁への勧告・建議

調査  
チーム  
(事例毎)

地方  
委員会  
(地方ブロック毎)

中央に設置  
する委員会  
(中央)